

防府市被災飲用井戸水質検査料助成要綱

平成 21 年 7 月 22 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、平成 21 年 7 月 21 日の豪雨災害に伴い市が臨時に実施する飲用井戸水質検査（以下「飲用井戸臨時水質検査」という。）の対象井戸の利用者である者が、飲用井戸臨時水質検査事業の委託契約をしていない水質分析機関で臨時水質検査をした場合の費用（以下「飲用井戸臨時水質検査料」という。）の助成について、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第 2 条 飲用井戸臨時水質検査料の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、平成 21 年 7 月 21 日豪雨に伴い市において臨時に開設された飲用井戸水質検査受付窓口において、飲用井戸の水質検査を申請した者とする。

(申請及び交付)

第 3 条 助成対象者は、飲用井戸臨時水質検査料助成申請書（別記第 1 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書が提出されたときは、これを審査し、適当と認められるときは、助成金の交付を決定し、速やかに助成金交付決定通知書（別記第 2 号）により助成金の交付を申請した者に通知するものとする。

(助成の額)

第 4 条 前項 2 項に規定する助成金の額は、5,000 円を上限とする。

(助成金の変換)

第 5 条 市長は、飲用井戸臨時水質検査料の助成を受けた者が、虚偽その他不正の手段により助成を受けたときは、既に交付した助成金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この要綱は、平成 21 年 7 月 22 日から施行する。

年 月 日

防 府 市 長 様

申請者 住 所

氏 名

印

電 話 （ ）

助 成 金 交 付 申 請 書

防府市被災飲用井戸水質検査料助成金の交付を受けたいので、防府市被災飲用井戸水質検査料助成要綱第3条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 対象井戸のある場所 防府市

2 補助金交付申請額 金 円

（申請額算定式）

5,000円×対象井戸件数 件 = 円

様式第2号（第3条関係）

指令第 号
年 月 日

様

防府市長

印

助 成 金 交 付 決 定 通 知 書

年 月 日付で交付申請のあった防府市被災飲用井戸水質検査料助成金
については、防府市被災飲用井戸水質検査料助成要綱第3条第2項の規定により、下記のと
おり交付することに決定したので通知します。

記

交付決定額 金 円

年 月 日

防 府 市 長 様

住 所

氏 名

印

助 成 金 交 付 請 求 書

年 月 日付け 指令第 号で助成金交付の決定を受けた防府
市被災飲用井戸水質検査料助成金について、下記のとおり請求します。

記

助成金交付請求額 金 円

振込先金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・農協・漁協							
	支店・支所・出張所							
口座番号・種別								1:普通 2:当座
フリガナ								
口座名義								